

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と予防対策の重要ポイント

高病原性鳥インフルエンザについては、平成28年11月28日に青森県内において、家きんでは今年度国内初となる疑似患畜が確認されました。その後、平成29年1月31日現在、6道県9戸の農場で高病原性鳥インフルエンザが確認されています。

農林水産省ホームページにおいて、[国内における高病原性鳥インフルエンザの発生事例のこれまでの対応状況](#)の詳細について PDF ファイルを公開しておりますのでご一読ください。

家きん飼養農家の皆様方におかれましては、改めて飼養衛生管理の徹底や異常家きんの早期発見に万全を期していただくと共に本病に関する正しい知識の普及に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/H28AI/attach/pdf/h28_hpai_kokunai-23.pdf <上記下線部および URL クリックで該当 PDF が開きます>

発生予防対策の重要ポイント

農場内に入る車両は、例外なく消毒を実施しているか。



確実な車両消毒の実施



看板やゲートの設置

農場外



壁や床の破損がないか(外の光が漏れている所は要注意)



防鳥ネットの破れがないか

農場内

小型の野生動物が侵入し得る経路がないか。



排水溝等からの侵入防止対策(鉄格子の設置)

家きん舎内に入る人・物(長靴、衣服など)は、例外なく消毒を実施しているか。



踏込消毒槽の設置・消毒液の交換
衣服や長靴の更衣・履替え



家きん舎



野生動物が隠れる場所を作らないように整理された鶏舎周辺



野鳥の休息・避難場所や小動物の移動経路となる樹木や藪がないか



集卵用コンベアや除糞ベルトの開口部の隙間対策。(写真は、稼働時以外はカバーを設置し、隙間をなくしている事例。)

家きん舎周辺は野生動物を寄せ付けないよう、整理・整頓しているか。

出典：農林水産省



家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ

疫学調査チーム第1回検討会合同会合の概要

農林水産省にて今年1月30日に開催された合同会合の概要は以下の通りです。

1. 発生の概要

(1) 発生農場

- ・発生農場は北海道から宮崎県と全国に分散している。いずれの農場も、農場のすぐそば又は近隣に、カモ類等の野鳥が飛来する池や沼、川があり、この中には、現地調査の際に多くの野鳥が観察された池もあった。また、いずれの農場も、周辺に雑木林等があり、野生動物の生息にも適した環境であった。
- ・いずれの農場も、野生動物の侵入防止対策等が実施されていたが、野生動物が侵入可能と考えられる箇所が確認された事例もあった。
- ・農場へのウイルスの侵入時期については、環境サンプルからのウイルスの分離状況等を分析し、検討を進めていくこととされた。

(2) 分離ウイルスの特徴

- ・我が国で確認されたウイルスは、遺伝子解析の結果から韓国で確認されたウイルスと由来が同じであると考えられた。国内外での家きんや野鳥から検出されたH5N6亜型ウイルスとの遺伝子レベルでの比較により、平成28年度冬季には、少なくとも3系統のウイルスが新たに国内に侵入したと考えられる。
- ・感染実験の結果から、異なる宿主より分離されたウイルスの間で鶏への感染性に違いがあることが示された。

2. ウイルスの侵入経路

(1) 国内への侵入経路

- ・渡り鳥などの野鳥による国内への具体的な侵入経路については、今後、野鳥や家きんから確認されたウイルスの特徴や渡り鳥の渡りの時期等の情報を整理・分析の上、検討を進めていくこととされた。

(2) 家きん舎への侵入経路

- ・家きん舎への侵入経路については、一般的に、①家きんの動き、②入・車両の動き、③飼料・飲用水、④野鳥を含む野生動物によることが考えられるが、感染成立に必要なウイルス量の分析や環境サンプルからのウイルスの分離状況等を分析し、検討を進めていくこととされた。

3. 今後の対応

引き続き、分離ウイルスの性質や状態を分析（海外での分離ウイルスとの比較を含む）、発生農場の疫学調査（環境サンプルの検査、必要に応じて、関係者への更なる聞き取り）等を実施しつつ、本病対策に活用できるような疫学調査報告書の作成を進めることとされた。作成に当たっては、その構成について検討を行い、各項目ごとに執筆する担当委員を決め、来年度の早い時期の取りまとめ・公表に向け、作業を進めることとされた。

4. 高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化・徹底

- (1) 全国的に野鳥等でも本病ウイルスが確認されていることから、いつでも本病が発生するおそれがあり、日頃から異状の早期発見・早期通報も含めた
厳重な警戒が引き続き必要である。
- (2) 野鳥、ねずみ等の野生動物対策の徹底が重要であり、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入し得る経路がないかといった点検に加え、野生動物を家きん舎近くに寄せ付けない対策も重要である。このため、家きん舎周辺の整理・整頓（家きん舎周辺に野生動物の隠れ場所となる物品は置かないことや、家きん舎周辺の草刈り）、さらには、周辺の樹木の枝が家きん舎まで伸びている場合にはその剪定といった取組も効果的である。
- (3) また、ウイルスが人や車両を介して農場内に、さらには家きん舎内に持ち込まれることを防止する観点から、車両は農場の出入口で入念に消毒、家きん舎に入る者は、特に手指及び長靴の消毒、家きん舎専用の衣服及び長靴の使用を徹底する必要がある。また、この消毒等の措置については、その実効性を高めるためにも、例外を作らない（どんな場合でも確実に実施する）、衣服や長靴の定期的な洗濯・洗浄、記帳により習慣づけるといった取組が重要である。





アニマルウェルフェアに係るアンケート調査へご協力をお願いします



公益社団法人畜産技術協会から、アニマルウェルフェアに係るアンケート調査への協力依頼があり、会員の皆様には既にお知らせしたところです。

アニマルウェルフェアについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準（案）」にも記載されるなど、今後、注目度が増すとともに鶏卵生産農場におい

ても大変重要なものです。

会員の皆様には、

- ① アニマルウェルフェアに係るアンケート調査の協力について
- ② 調査の目的
- ③ 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」〈冊子〉
- ④ アンケート回答用紙
- ⑤ 返信用封筒

を郵送させていただいておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、③の冊子をご一読していただき、農場内での取組み状況を**アンケート回答用紙にチェックを入れ、返信用封筒により平成29年2月20日（月）までにご返送頂きますようお願い**します。

- ・ アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/pdf/layer.pdf>

- ・ 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(案)

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/opinion-sourcing-code/data/sourcing-code-JP.pdf>

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/opinion-sourcing-code/data/livestock-products-code-JP.pdf>

〈下線部クリックで該当PDFが開きます〉





飼料米利用卵ブランド化に対する補助事業のお知らせ

農林水産省より、飼料米を利用した卵などのブランド化を図る際の様々な経費に対する補助を行う事業について紹介がありましたので、お知らせいたします。

【事業名】

「米活用畜産物等ブランド化推進事業」

・予算額 2,400万円（本事業に関する部分のみ）

【補助の内容】

- ・飼料米を給与した卵のブランド化を図るための以下活動への補助
 - （1）検討会の開催 — 地域の関係者による検討会の開催
 - （2）流通実態調査 — ブランド化を図るため必要な生産・流通実態調査
 - （3）販路拡大・販売促進 — ポスター・リーフレット作成、フェア等への参加
- ・補助金額 — 1協議会あたり300万円を上限

【事業参加要件】

- ・市町村、食品流通・販売業者、消費者、学識経験者などと本事業を実施する協議会を立ち上げ、協議会として申請する必要があります。
- ・農水省による公募が開始されましたら、指定される書類にご記入の上申請いただき、審査を通過した方に参加資格が生じます。

ご興味がある方、補助金を活用したいとお考えの方は、下記にご連絡下さい。

【問い合わせ先】

農林水産省 政策統括官付穀物課 中村課長補佐、青木係長
TEL：03-3502-7950

<http://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/29kettei-46.pdf>

＜下線部をクリックすると農林水産省の該当ページが開きます＞



消費税転嫁対策特別措置法の失効期限の延長に伴う 転嫁・表示カルテルの実施期間の変更届出の不要について

今般、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。消費税転嫁対策特別措置法）について、失効期限が平成33年3月31日まで延長されたことを踏まえ、転嫁・表示カルテルの届出者の事務負担の軽減を図るため、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示方法決定に係る共同行為の届出に関する規則」（平成25年公正取引委員会規則第四号）が改正され、平成28年11月28日前に公正取引委員会に届出がされている転嫁・表示カルテルの実施期間終了日を平成33年3月31日とみなすものとして取り扱うこととなりました。

これにより、実施期間の終了日を平成33年3月31日に延長する変更届出の提出が不要となりましたので、お知らせします。ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 取引部 取引企画課
電話 03-3581-1891（直通）

協会活動報告

(下線色付き部分はホームページに連結)

1. 各種事業についての報告

(1) 鶏卵生産者経営安定対策事業

① 鶏卵価格差補填事業の事業参加者との契約数量（トン/月当たり）

平成25年度	164,822
平成26年度	160,792
平成27年度	161,936
平成28年度	164,846

② 12月の標準取引価格 236.29 円/Kg

平成28年度補填基準価格 189 円/Kg

平成28年度安定基準価格 169 円/Kg



(2) 国産鶏卵普及拡大対策事業

親子オムライス教室ムービー

日鶏協ニュースや、回覧版等でも紹介してきましたが、平成28年10月29日(土)埼玉県蕨市いとびあにて開催され

た11月5日**いたまごの日**にちなんだ「親子オムライス教室」のイベントについて、このイベントを1日だけのものとせず、卵の価値を高めていくための活動の一助として1分程度にまとめたオリジナルムービーを作成し、本協会ホームページより紹介しております。是非ご覧になり自社HPや鶏卵売り場の販促用にご活用ください。

<https://www.jpaa.or.jp/news/omuraisumovie/index.html>

<下線部クリックで、該当ページが開きます>

(3) 畜産物輸出特別支援事業 (鶏卵輸出部会)



韓国での鶏卵不足について



平成28年11月以降韓国では鳥インフルエンザの爆発的感染が確認され、採卵鶏等に対する殺処分が進んだ結果(農林水産省:平成29年1月31日現在3,281万羽)、11月中旬より韓国内鶏卵相場が暴騰しております。

この動きを受けて韓国政府は12月より鶏卵輸入を行うべく動き始め、当部会事務局や一部の会員に対しても韓国から鶏卵・鶏卵加工品の輸入打診がありました。

平成28年12月から今年1月までの動きは以下のようになっています。

12月中旬 既に採卵鶏の1/4に当たる2,000万羽近くが殺処分され、一部の量販店では卵の販売制限を行う。

液卵メーカー/鶏卵問屋から十分に液卵/卵が入手できなくなった食品メーカーが社員を動員してスーパーの卵を買占めに走ったことから、世論の喚起を呼ぶ。



- 12/23 韓国政府は平成29年1月～6月にかけて8種類の卵加工品（卵黄、粉卵など）関税（現行8～30%）を免除する処置をとると発表。
- 12/27 鶏卵卸価格（30個/トレー）が7,037ウォン（約670円）という史上最高価格に到達と発表
- 1/3 韓国政府は生卵・卵液・卵粉など9品目（合計9.8万トン規模）について、4日から緊急割当関税を適用し、関税を課さないことを決定。
このうち殻付卵は3.5万トン（約7億個）
- 1/4 ロイターより米国産鶏卵が韓国向けに輸出されると報道される。
韓国政府によると品目別の輸入可能国家が定められている。
食用卵：ニュージーランド、スペイン、オーストラリア、カナダ、米国のみ
日本が対象となっているのは卵白粉、卵黄粉、卵黄液のみ
- 1/10 韓国政府は今週の週末までに、米国産の鶏卵164万個が航空機で初めて輸入されると発表。これは旧正月需要に応えるための緊急輸入となり、スーパーで販売される見込み。他の情報ではスペインからも緊急輸入されるとのこと。
- 1/11 平均小売価格（30個/トレー）が9,440ウォン（約920円）となり高病原性鳥インフルエンザが発生した平成28年11月18日より74%の上昇となっている。

今回、日本にも引き合いがあったものの、動いていない様です。

2. 今後の予定

2月7日(火)	第9回 正副会長会議
2月7日(火)	第4回 審議委員会
2月8日(水)	第4回 国産鶏卵に関する普及啓発問題検討委員会
2月9日(木)～2月14日(火)	香港「日本のたまご」フェア
2月16日(木)	第10回 理事会





日鶏協ニュース

平成29年1月号
一般社団法人 日本養鶏協会

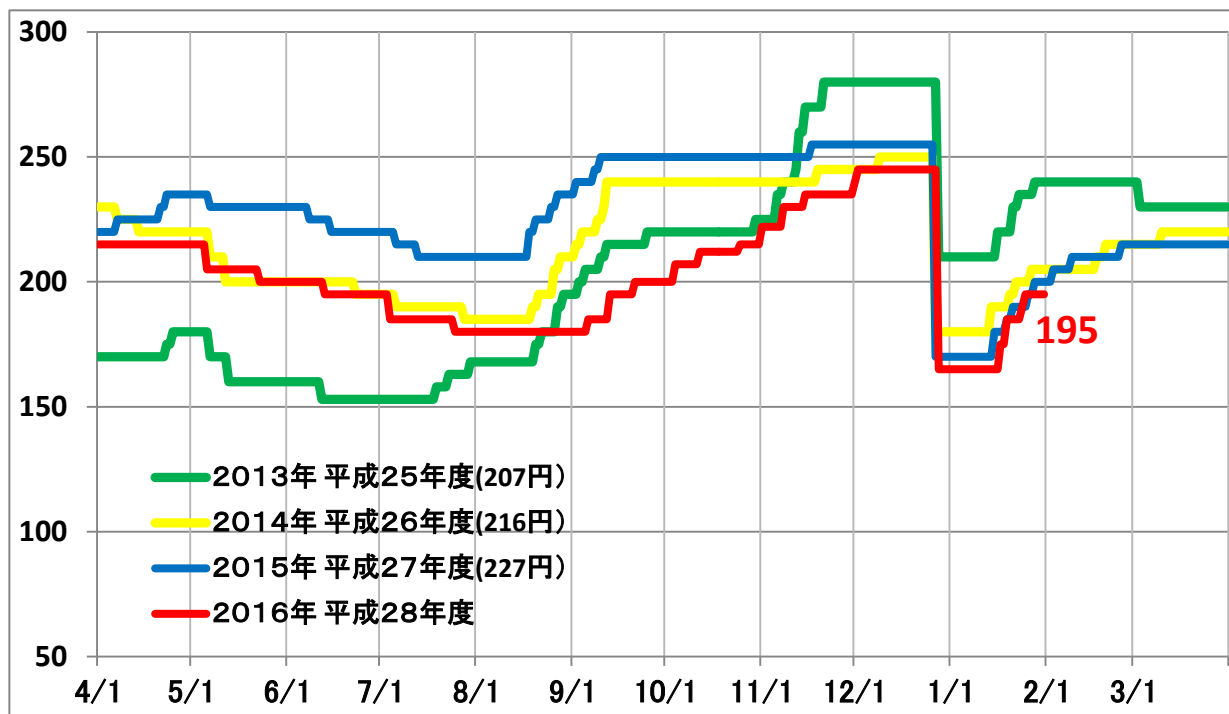
統計データ

【相場動向】過去10年間の12月相場<Mサイズ>

	平均値	高値	安値
平成19年	186	206	174
平成20年	207	228	199
平成21年	209	228	199
平成22年	240	258	229
平成23年	195	213	189
平成24年	230	248	224
平成25年	280	298	274
平成26年	248	268	239
平成27年	255	273	249
平成28年	245	263	234
平均値	230	248	221

平成28年12月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）は平均値245円・高値263円と、平成27年よりも10円安い相場となりましたが、安値については、234円と15円安い相場となっています。

【鶏卵相場推移 2013年～2016年 会計年度 東京全農Mサイズ 円/Kg】



平成28年度の鶏卵相場は、平成29年1月に入り過去4年で最低価格の165円まで下がりましたが、中旬より上がり始め195円まで上がりました。



【鶏卵関係主要計数】平成28年11月までの1年間の主要計数推移

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成鶏用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(グラム)	前年比	本年	前年
27年12月	9,070	103.0%	518	97.1%	850	96.7%	255	248
28年1月	8,317	97.8%	448	96.9%	833	108.9%	182	192
2月	8,604	104.0%	470	104.6%	845	103.2%	209	209
3月	9,238	99.7%	494	102.9%	865	101.6%	215	219
4月	8,779	104.4%	486	101.4%	890	106.1%	215	227
5月	9,398	104.6%	464	103.2%	889	103.8%	204	230
6月	9,228	101.6%	463	101.9%	867	108.0%	197	223
7月	8,532	96.6%	438	94.8%	864	105.7%	184	213
8月	8,471	112.9%	454	106.9%	811	100.8%	180	219
9月	9,184	108.8%	446	97.9%	847	105.5%	192	247
10月	9,140	103.1%	464	96.9%	908	106.6%	211	250
11月	8,837	103.7%	478	103.7%	875	104.0%	231	252
1年間小計	106,798	103.3%	5,623	100.7%	10,344	104.2%	206	227

- ・餌付羽数は、先月に比べ30万羽ほど下回りましたが前年並みの推移をしています。
- ・配合飼料出荷量は、前年比103.7%と2か月続いた前年度割れを持ち直す出荷量となり、年間でも前年並みの推移をしています。
- ・11月の鶏卵家計消費量は、先月からは下がりましたが、一人当たりの消費量が875グラムと、前年を上回る値となっています。
- ・これらの統計からすると、供給サイドでの大きな落ち込みも無く、家計消費などの需要も堅調な展開となっています。

【日鶏協ニュース】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2016年2月2日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

